

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 7 月 31 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|-----|-------|--|
| (1) | 品名・規格 | ドクターカー 1 台 |
| (2) | 入札条件等 | 入札条件書による |
| (3) | 納入期限 | 令和 9 年 3 月 31 日（水曜日） |
| (4) | 納入場所 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 4 0 0 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 |

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程」（昭和 41 年 4 月 19 日佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 入札参加者は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日制定）に基づく、「県内企業」に該当する者であること。
- (3) 以下の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項の規定に該当する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、および次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格申請書等の提出場所等

(1) 入札参加資格申請等の問い合わせ先

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係

電話： 0952-28-1153

(2) 入札参加資格申請書等の交付方法

公告日から令和8年8月21日(金曜日)までの間、佐賀県医療センター好生館ホームページ(<https://www.koseikan.jp>)において記載します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札参加資格の申請方法

ア 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格申請書に関係資料を添付のうえ、令和8年8月21日(金曜日)午後4時までに3(1)の部署に持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は期日内に必着とします。

提出した関係書類等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることもあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期限までに入札参加資格申請書を提出しない者は、本入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年8月24日(月曜日)11時から

イ 場 所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 医局横応接・会議室 AB

ウ 入札者の直接持参による入札

4 その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書の金額

入札書には消費税を除いた金額を記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

イ 法令又は入札に関する条件に違反している入札

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 入札者又はその代理の記名押印が無く、入札者が判明できない入札
- キ 所定の場所及び日時に到達しない入札

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約者及び契約額の決定方法

- ア 契約の交渉権者は、入札額により決定し、価格交渉後、契約者を決定する。
- イ 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。なお、最も価格が低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位の交渉権者を決定する。
- ウ 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。なお、交渉が不調の場合、契約締結の見込みがないと判断した場合又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額及び契約者を決定する。

(6) その他

- ア 契約書の作成を要します。
- イ 落札後、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日制定）に基づく、「県外企業」と入札参加者が本調達に係る契約を締結する際は、その契約締結前に同要領の様式3「下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書」を当館に提出すること。
- ウ 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他当館の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけません。